

泉大津市雨水タンク購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、総合的な治水対策及び資源の有効利用の一環として、雨水の流出抑制と有効利用を図るため、雨水タンクを設置する者に対して、予算の範囲内において、雨水タンク購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、泉大津市補助金等交付規則（平成21年泉大津市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雨水タンク」とは、雨水を貯留するため住宅の敷地内に設置される設備の内、次に掲げる条件を満たすもので市長が認めるものをいう。

- (1) 建物の雨どい等に接続し、架台等に設置されているもの
- (2) 容量が80リットル以上のもの
- (3) 雨水貯留施設として購入するもの

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、泉大津市内に住所を有し、かつ、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の自らが居住する場所に雨水タンクを設置する者（事業者を除く。）
- (2) 雨水タンクを適切に維持管理し、かつ、貯留した雨水を庭木への散水用の水として使用できる者
- (3) 市税を滞納していない世帯に属する者

2 この要綱による補助金の交付を受けた日から5年を経過していない者は、前項の規定にかかわらず対象としない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、雨水タンク購入価格（消費税等を含む。）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とし、1世帯当たり20,000円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ雨水タンク購入事前申込書（様式第1号）により申込みを行い、市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込内容が適当と認めるときは雨水タンク購入承諾書（様式第2号）により通知するものとする。

3 申請者は、前項による通知を受けた日から30日以内に雨水タンクを購入し、かつ、雨水タンク購入補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して補助金の交付を申請しなければならない。ただし、30日以内

に申請できない特別の事情があるときで、期間の延長について速やかに市長に申し出て、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 雨水タンクを購入したことを証する領収書（機種の種類、購入者の住所氏名が明記されていること。）の写し
- (2) 雨水タンクを設置したことを証する写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては雨水タンク購入補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないと決定した者に対しては雨水タンク購入補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、それぞれ申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた申請者は、雨水タンク購入補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その交付決定を取り消し、すでに補助金を交付しているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、泉大津市雨水タンク購入に関する補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。